

令和6年度第2回京都府食の安心・安全審議会

1 開催日時

令和6年9月3日(火)15時30分から17時まで

2 場 所

京都テルサ東館2階 第2セミナー室
(京都市南区東九条下殿田町70)

3 出席者

【審議会委員】12名

東和次委員、有地淑羽委員、川村幸子委員、桑波田雅士委員、西川眞理子委員、東あかね委員、牧克昌委員、松尾信一委員、森山敦子委員、山岡景一郎委員、山本秀嗣委員、山本隆英委員

【京都府】関係職員

4 次 第

(1) 開 会

(2) 協議事項

・第7次京都府食の安心・安全行動計画（令和7～11年度）の骨子案について

(3) 報告事項

・京都府の食の安心・安全に係る取組について

(4) 閉 会

5 議 事

【開会】

(事務局)

ただいまから、京都府食の安心・安全審議会を開催します。
それでは開会にあたりまして、農林水産部長からご挨拶申し上げます。

(事務局)

今年度第2回目の京都府食の安心・安全審議会にご出席いただき、また常日頃から、それぞれの専門的な見地からご意見をいただきありがとうございます。7月31日から審議会は新たな任期がスタートしており、新たな体制での初めての審議会です。それぞれの幅広い視点からご意見をいただきたいと考えております。よろしくお願いたします。

新体制ですので審議会の会長も改めて選出をいただきますので、併せてお願いいたします。

食の安心・安全を取り巻く環境について、食品衛生法や食品表示法が改正をされております。また、食品の不正表示や食中毒が断続的に発生しています。

最近は自然災害が多発しており、元日に能登半島地震、8月8日に九州地方を震源地とした地震が発生しました。さらには、台風第10号が九州や東海地方全域に大きな被害を与え、全国でいろいろな災害が起きており、私どもとしては、万が一の災害、被災に備えた食料の備蓄等に取り組んでいく必要があると考えています。

こうした中で府民の皆様は当然ですが、府内を訪れる観光客など、様々な方々が安全な食品を安心して選択できる環境を整えていくことが非常に重要です。そのためには、これまで以上に行政と事業者、府民の皆様が、協働・連携しながら、事業を計画的・効果的に進めていく必要があると考えています。

6月に書面で開催した第1回審議会は、第6次行動計画の令和5年度の実績や効果を報告するとともに、第7次行動計画の策定に向けて、現状の課題認識を説明しました。

本日の協議事項は、前回いただいたご意見を踏まえながら、事務局が作成した第7次行動計画の骨子案について、ご意見をいただきたいと考えています。委員の皆様には幅広い見地から、京都府の食の安心・安全の推進に向け、ご意見いただきたいと考えていますので、よろしくお願いたします。

(事務局)

ありがとうございました。

本日は、本年7月31日に本審議会の委員の委嘱後、初めての審議会ですので、出席委員を紹介します。(委員紹介)

続いて、事務局を紹介します。(事務局紹介)

農林水産部部長、教育庁指導部長、文化生活部副部長です。関係課長は出席者名簿をもって紹介に代えます。

ただいまから、この会議は、議事録作成の補助として録音しますので、ご了承願います。

【会長の選任】

(事務局)

まずは、審議会会長を選任します。

京都府食の安心・安全推進条例施行規則第6条により、会長は委員の互選によりこれを定めることとします。

引き続き東あかね委員はどうでしょうか。

はい。それではご提案のありました東あかね委員に引き続き会長をお願いしたいと考えておりますが、いかがでしょうか。(異議なし)

では、ここからの進行は東あかね会長にお願いします。よろしくお願いします。

(会長)

暑い中、審議会に出席いただき、ありがとうございます。

先ほど事務局からのお話のとおり、地震・台風とさまざまな災害が続いており、私は先週、シニア大学という60歳以上の市民の方々が学生になっている生涯学習の大学で、防災のための食事とトイレをテーマで講義しました。備蓄が必要ということをお話したところ、水と米が手に入らないということでした。食の安全、食糧の安全は、気候変動に応じて大きく変わってきたと思います。皆様には、新しい課題が次々と起こっていますので、これまでの観念に縛られずに、いろいろ議論していきたいと思っております。

さて会長は会長職務代理を指名することになっており、桑波田委員をお願いしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。(異議なし)

(会長代理)

はい。よろしくお願いします。

【協議事項】

(会長)

では次第によって進めます。

第7次京都府食の安心・安全行動計画の骨子案について説明いただき、議論することが本日の中心課題です。出席者には1人1言ずつ、ご意見をお願いします。

では協議事項の第7次京都府食の安心・安全行動計画骨子案について、事務局から説明してください。

(事務局)

私からは、資料1から5を一括して説明します。

資料1の作成スケジュールをご覧ください。今回の第2回審議会では行動計画の骨子案を審議します。

今後の予定は、本日のご意見や10月までに実施するパブリックコメントを反映した最終案を11月上旬に審議したうえで、12月下旬に第7次行動計画を公表する予定です。また、来年3月に次年度計画を報告する予定です。委員の皆様には引き続き審議をお願いいたします。

資料2では、第1回審議会でも出された意見に対する対応を説明します。意見は3つに分けて記載しており、1つ目が令和5年度の取組について、2つ目が全般のことについて、3つ目が骨子案についてです。1つ目と2つ目の令和5年度の実績と全般について、意見への対応を説明します。

表中の一番左の列から項目、意見の要旨、府の対応、担当課を記載しています。一番右側の欄外には通し番号を振っており、この番号で説明します。府の対応について、説明が必要なものに絞って説明します。

2枚目、13番、食の府民大学の取組について、取組の開始時期がわからない、実績を2年分の閲覧数としているのがわかりにくいとご指摘がありました。これについては次期計画の目標でもありますので、発信の内容、年度ごとの閲覧回数など実績値をわかりやすく表現したいと考えます。

3ページ目、23番、みどりの食料システムとフードテック構想がどのようなものかというご意見については、骨子案の検討後の報告事項において、担当課から説明します。

また、間人ガニの産地偽装の再発防止協議会の取組についても、併せて紹介します。その他の方向性の確認や字句の修正については、意見への府の対応を記載しています。

続きまして、資料2の4ページから次期計画の概要案に対していただいた意見です。府の対応を右側に骨子案反映場所と骨子案本文を記載しております。意見は骨子案に反映しており、対応ができなかったものなどを抜粋して説明します。

26番、紅麴及びPFASについて本文に記載すべきという意見です。紅麴については、骨子案の第2章、現状、課題に反映しましたが、PFASについては土壌や農作物の測定方法や評価方法、食品への影響等がまだ確立されていないことから、骨子への追記は断念せざるをえないと考えています。現在、国が調査していますので、情報を集めつつ、必要な検査等の方針が出たら対応したいと考えています。6ページ目、31番と32番の計画期間についてです。中間年での柔軟な対応が必要というご意見をいただいています。取組状況の確認を毎年行う中で、柔軟に対応したいと考えており、このことについては骨子案にも追記しました。

資料3は骨子案の概要です。骨子案は資料4と資料5を用いて説明します。

資料4は骨子案本文です。2ページ目、第1章、計画の考え方について説明します。1の計画策定の趣旨、2の行動計画の位置づけは条例等の根拠を、これまで通り記載しています。3の計画期間は、前回計画から5年間に延長し、毎年取組内容を検証しながら取組の充実を図ることを記載しました。4の計画の推進体制については、2ページ目、(1)から(4)に条例で定める責務や役割について記載します。この計画の管理・公表は、前回計画と同じで、適切な点検、進行管理を行うこと、及び結果をホームページで公表することを記載します。

3から7ページの前半までの第2章、食を取り巻く現状及び課題について、前回の審議会で諮りました概要案に記載の食を取り巻く現状について、意見を反映し、前半の食を取り巻く情勢については5項目とし、機能性表示食品による健康被害や食料・農業・農村基本法などについて追記しました。後半は、第6次計画の成果と課題についても、前回審議会で諮りました概要案のご意見を反映し、数値目標に合わせた実績数値への修正や環境にやさしい農業の推進などを追記しました。

6ページの施策の体系について、柱は前回審議会の概要案から変更ありませんが、小項目や数値目標をまとめて表にしていますので、こちらで概要を説明します。

8ページの施策の体系を説明します。柱1については、生産から消費に至る食品の安全性の確保です。

ここでは食中毒等による健康被害、食品の規格基準違反、食品表示違反等が発生しないことを目指す取組を記載しています。目指す姿としては、(1)が生産現場等の監視指導などの農林水産物の生産現場において行う取組、(2)が多様化する流通提供形態に対応した監視指導などの流通販売における取組を記載しています。ご意見いただいたテイクアウト、デリバリーの監視についても、ここで数値目標としています。

柱2は食品関連事業者の自主的な取組の促進です。安心・安全な食品を提供する食品等事業者を育成し、消費者の食品に対する信頼確保を目指すために行う取組を記載しています。目指す姿は、(1)が事業者と協働による食品の信頼確保とし、事業者向けの講習会や研修会の開催、(2)として持続可能な農業の推進とし、持続可能な農業に取り組む生産者等の育成について記載しています。

柱3は、消費者への情報提供の充実や相互理解です。リスクコミュニケーションや情報発信を行う取組を記載しています。目指す姿としては、(1)が、府民の食品関連事業者の交流による相互理解の促進として、府民、事業者、行政の交流を通じた食の安心・安全に関する相互理解を促進する取組、(2)が消費者ニーズに応じた正確な情報の提供として、食の安心・安全に関する正しい知識の普及を目指す取組を記載しています。以上が施策の体系、3つの柱とその小項目2つの説明です。

9ページから15ページ、第3章の取組の展開については、現状課題と対応に分けて記載しています。数値目標については、別の一覧表で説明します。

15 ページ、4 の食の安心・安全に関わる危機管理対応については、食の安心・安全に関する情報を関係機関で共有して、府民に知らせて、影響を最小限に抑えること、健康被害、再発防止に努めることを記載しています。以上が骨子案の説明です。

最後に、数値目標について、説明します。資料5の数値目標について、新規及び拡充したものに絞って説明します。

表の一番左側から次期計画の数値目標の番号、現計画の番号、施策、目指す姿、数値目標、数値目標の考え方、担当課を記載しています。

まず、新規で追加した数値目標を説明します。2 ページ目、7 次計画の 19 番、京都府みどり認定の拡大についてです。環境にやさしい農業を取り組む農業者を新たに認定する制度です。令和5年度に開始した新しい制度ですので、新たに数値目標を追加したいと考えています。

3 ページ目、24 番、食文化の語り部による府民理解の醸成です。京都府が設置する語り部による府民向けの理解醸成施策を新たに追加しました。新規の数値目標は、以上の2項目です。

続いて、拡充及び変更した数値目標を説明します。1 ページ目、5 番、二枚貝の貝毒検査数です。これは府内で下痢性貝毒が確認されたことから、数値目標とする検査数を増やすこととします。

7 次計画の番号8番、巡回指導による食品表示の適正化です。現行計画における数値目標は巡回指導時に適正に表示されていた割合を目標としていましたが、次期計画では、指導によって改善した後の適正表示率を数値目標として設定し、100%を目指します。

3 ページ目、20 番、特別栽培などの環境にやさしい農業の推進です。これまでの数値目標を大きく増やしていますので拡充としています。拡充した数値目標は以上の3項目でございます。

次に数値目標を変更したものです。

2 ページ目、16 番の食品表示制度の普及啓発と、3 ページ目、25 番の緊急時の食に関する対応研修会の開催の2項目については、より具体的な指標を数値目標等にすべきだという審議会のご意見を踏まえ、これまで研修会の開催回数としていた指標を参加者人数へ変更しております。

27 番と 28 番はインターネット、SNS を通じた情報発信についての数値目標です。

この2項目についても先ほど同様、具体的な指標を数値目標にするため、情報の発信の回数から閲覧数へ変更しています。変更した項目については、以上4項目です。

続いて、統合や削除した項目を説明します。4 ページ目をご覧ください。

6 次計画の 14 番の農薬管理指導士の養成を、7 次計画の 13 番の農薬講習会の開催に統合します。また、6 次計画の 20 番のボランティア向けの食の安心・安全講習会を 7 次計画の 25 番の緊急時の食に関する対応研修会の開催に統合します。これらの項目を統合し、開催数から参加人数へ数値目標の指標を変更しています。

次に削除する項目です。6 次計画の 17 番の 6 次産業化に取り組む生産者向けの食の安全マネジメントについては、HACCP に沿った取組の義務化から一定の年数が経ち、6 次産業化に特化した事業を終えたため削除します。

また、6 次計画の 25 番、営農支援クラウドシステムによる営農指導の強化と栽培履歴の電子化については、予定通りシステムの普及が数値目標を達成しましたので削除します。

数値目標は、新規2項目、統合が2項目、削除2項目、継続24項目、合計が28項目となります。事務局からの説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

(会長)

ただいまの説明に対して、ご質問、ご意見ありましたらお願いします。説明がなかった部分の意見でもかまいません。

委員、お願いします。

(委員)

資料5の19番「京都府みどり認定の拡大」と20番「特別栽培米などの推進」は数値が重複することもあるのでしょうか。

19番の認定者数の数値目標が289人から1000人というのは、かなり増えているので、どのように増やしていくのか教えてください。

(事務局)

みどり認定は令和5年度から始めた制度で、それまではエコファーマーという制度で取り組んでいました。エコファーマーの認定者数がこれまで令和3年ベースで729人であり、目標年の令和9年に1,000人まで増やす計画です。

(会長)

289人はみどり認定の人数で、エコファーマーの人数は729人でしたから、足したら約1,000人ということですか。

(事務局)

みどり認定は令和5年度から始まった制度で、令和5年度中に289人の新たなみどり認定者が登録していて、目標は1,000人まで増やしていくものです。

エコファーマーの制度は終了しましたが、令和4年に認定された方は5年間の認定期間が残っていますので、徐々にエコファーマーからみどり認定へ切り換えていってもらい、併せて、新たなみどり認定者を増やし、1,000人まで増やしていくということです。

(会長)

20番の特別栽培の面積との関係もお願いします。

(事務局)

特別栽培米については、以前から環境にやさしい農業で取り組んでおり、令和5年度実績が2,468ヘクタール、みどり計画では令和9年度に3,000ヘクタールまで増やしていくことになっています。

(会長)

増やすのにあたって、どのようなことが必要か、ご意見ございますか。

委員、お願いします。

(委員)

環境にやさしい農業を推進する取組を進めることは大事なことです。そうして栽培された農産物を消費者が必ずしも高い値段で買ってくれるわけではありません。農薬の使用量を減らすと収量が減少するだけでなく、品質も悪くなりかねません。こうした取組を推進した結果、生産者の収入が減少してしまったら、その減少分については一体誰が補償してくれるのかが問題です。

肥料や農薬の価格は未だ高騰しており、生産者は大変苦しい経営を強いられています。この取組自体は大事なことです。京都府が主体的にこの取組を進めるのであれば、生産者に対する支援措置をセットで進めなければ計画通りには進まないと思います。

(会長)

肥料が高騰して、背景が変わっていますので、環境にやさしい農業で生産された農産物をたくさん作られても、消費者が食べなかったら、普及していきません。

他に質問やご意見ございませんでしょうか。では、委員お願いします。

(委員)

資料5の取組8番の食品表示について、巡回指導後に適正かどうかを調べると説明されましたが、今までとどのように違うのか教えてください。

(事務局)

これまでは、年間200件以上のお店を巡回し、昨年度は8,000品目以上の食品表示を確認しています。これまでの数値目標は、巡回して食品表示を確認したときの適正な表示の割合を指標とし、97%が実績値でした。誤った表示があった場合は、お店に対して指導を行い、表示を是正しています。第7次行動計画では指導後の適正表示を100%にしていきたいということで数値目標の指標を変更しています。

(委員)

対象者は同じであれば、そのことがわかるように記載してください。

(事務局)

承知しました。

(会長)

他はいかがですか。委員お願いします。

(委員)

8番の取組について、指導後100%を目指すことは理解しましたが、指導前の適正表示率も集計する予定がありますか。

また、新規の取組である24番の食文化の語り部による講演会の概要について、教えてください。

(事務局)

8番の食品表示の巡回について、適正表示率のまとめ方は検討中ですが、指導前の適正表示率は委員の皆様にお示しできるよう資料等作成する予定です。

(会長)

わかりました。次に、食の語り部の件について、お願いします。

(事務局)

京の食文化の語り部について、京都市中央市場の一角に「京の食文化ミュージアムあじわい館」という京の食文化を広く後世にも伝えていくことを目的とした施設があります。

そこで、特に活躍している市場関係者や料理人、食文化に精通している方に語り部として登録いただき、消費者を対象に京の食文化や地域の産地農産物の良さを伝える活動をしております。

(会長)

食いく先生とは違いますか。

(事務局)

食いく先生とは違い、京の食文化を後世に伝える活動をする方です。

(会長)

次に、委員、お願いします。

(委員)

食の安心・安全に関する事項の8ページに、リスクコミュニケーション等の開催、学生等によるきょうと食の安心・安全ヤングサポーターの養成と記載しています。今もこのような取組をやっているのですか。

(事務局)

家政系の大学生を中心にヤングサポーターとして登録し、若い方々が自ら食の安心・安全について考え、SNSなどで情報発信していく取組です。現在、延べ約230人のヤングサポーターを登録しています。

(委員)

学生さんに対して、こういうことをやることは非常にいいことだと思いますので、どうぞ推奨していただきたいと思っております。

(会長)

委員、大学教育のコメントはありますか。

(委員)

ヤングサポーターの取組をサポートしていきたいと思えます。

(会長)

他に質問や意見はありますか。委員お願いします。

(委員)

食の安心・安全管理は、消費者に届くまでが対象という観点もあり、小売事業者に対する研修会等が必要と考えます。

(会長)

事務局、回答をお願いします。

(事務局)

HACCPの制度が食品衛生法の改正で規定されました。小売店等に対しては全ての事業者にも、HACCPの対応が義務付けられていますので、保健所や食品衛生協会等で定期的な講習会を開催しております。

(委員)

食中毒の発生0がなかなか難しい中、HACCP研修会は実施されているが、それ以外の、全部でこれだけ減らしますというような別の成果目標や他の方法について、取組のアップデートが必要ではないかと思えます。

(事務局)

食中毒発生0は非常に大変なことです。行政の食品衛生関係者が目指す方向でもあります。コロナ禍に食中毒発生が少なかったのは、生活をしていく中で不便が生じるほどの衛生対策など、衛生意識が高かったこともひとつの要因と考えており、消費者と事業者がお互いに食中毒を出さないという意識を高めていく理念については、過去も今も同じだと思います。

(会長)

小売事業者における食品加工が増えてきているので、委員が指摘したのだと思います。他にございますか。委員お願いします。

(委員)

緊急時の食に関する対応研究会、これは大変いいことだと思いますが、私どものパン組合は、京都府とは15年ぐらい、京都市とは10年ぐらい前から緊急時の物資の供給の協定を結んでおり、こういったものの見直しも大切だと考えます。

(事務局)

緊急時の対応研修会については、災害時の食の安心・安全の食中毒について取り組んでおります。災害時の食の供給については国土強靱化の行動計画に基づいて実施しておりますので、対応について確認したいと思います。

(会長)

他にございませんか。では委員お願いします。

(委員)

食の安心・安全の取組が府民まで届いていないです。例えば、食の府民大学がどういうものなのかわかっていませんでした。食の安全性の確保についても、小さな事業者まで、府がどのように指導しているのかということまで府民に見えるようにしていただきたいです。

(会長)

なかなか府民に届いていないところがあると思っています。

(事務局)

情報発信は第6次行動計画から柱3の取組としていまして、試行錯誤しています。第7次行動計画では数値目標の指標を見直しており、情報内容や発信方法を検討して行きたいと考えています。

(会長)

他に、質問はございませんか。では委員お願いします。

(委員)

京都府食の安心・安全行動計画は、安心・安全な食品を府民に食べてもらうための計画ですが、府民に安心してもらうためにも、災害が発生した際、京都府にはどれほどの食料が備蓄されているのか、可能であれば備蓄数量等について記載してもらいたいです。

(会長)

他部局と連携していただいて、備蓄がどの程度できているかということも府民に伝え、安心して欲しいということです。事務局からの回答をお願いします。

(事務局)

これまで食の安心・安全行動計画では、食品の安全性のことについて議論して参りました。一方で、備蓄などの食の危機管理については、京都府の国土強靱化計画で定められています。担当する部局と検討したいと思います。

(会長)

新しい課題ですので、ご検討お願いします。

骨子案についてはご了解をいただいたということで、次に報告事項について事務局からお願いします。

【報告事項】

(事務局)

京都府のみどり計画、フードテック基本構想及び間人ガニの対応について、各課長から説明させていただきます。

(事務局)

資料6、みどりの食料システム戦略のチラシ、京都府みどりの食料システム基本計画の概要と、京都府みどり認定ロゴマークの資料について説明します。

我が国の農林水産業を取り巻く状況は、生産者の減少や高齢化が進み、生産活動の低下が懸念される中で、地球温暖化等による気温の上昇や局所的・記録的な豪雨などの気象災害が頻発しており、その持続可能性に懸念が高まっています。

国際的にも、農業を含むあらゆる産業におきましてSDGs、環境を重視する動きが加速していることから、我が国においても的確に対応していく必要があります。農林水産省では2021年5月に、食料、農林水産業の生産力の向上と持続性の両立をイノベーションするための政策方針として、2050年までに目指す姿として、農林水産業のCO2のゼロミッション化の実現や、化学農薬の使用量を50%削減、化学肥料の使用量を30%低減、有機農業の取組面積の割合を25%、100万ヘクタールに拡大するという大きな目標を掲げています。

これを受けまして、京都府では令和5年の3月に、京都府みどりの食料システム基本計画を策定したところです。京都府農林水産ビジョンの目指す施策の方向性を踏まえ、農林漁業、食品産業の持続的な発展と、食料の安定供給の確保に向け、国内産有機質肥料への転換と、輸入肥料に過度に依存しない循環型農業の推進を図ることを目的に、この基本計画を府内26市町村と共同で策定しました。計画期間は令和5～9年の5年間ということで、環境負荷低減に関する目標は大きく3つの目標を掲げています。1つ目は環境負荷低減事業活動実施計画の認定者数、従前の令和3年はエコファーマーという制度で認定者が729人だったものを、5年間で1,000人まで増やします。2つ目に環境にやさしい農業の取組面積を2,160ヘクタールから3,000ヘクタール、そのうち有機農業の取組面積を295ヘクタールから400ヘクタールに引き上げる目標を掲げています。

こうした目標を掲げる中で、京都府としては国の事業等を活用しまして、有機米の生産の取組やプラスチック肥料の対策、メタン発酵消化液の試験などに取り組んでいます。

また、京都府のみどりの認定ロゴマークというものを作りました。これは、みどり認定者を応援し、みどりの認定者が作られた農産物をしっかり販売するためのものです。有機農産物の販売が難しいという意見がありましたが、このマークを消費者の方に広く知っていただいて、環境にやさしい農業の取組をPRしながら販売を進めていきたいと考えています。

(会長)

質問等ありますか。

有機農業の目標は400ヘクタール、3%にあたるということで、国は25%ですが、現在では何%ですか。

(事務局)

およそ1.5%から2%弱ぐらいです。

(会長)

10倍20倍ほど増やさないといけないのですね。
次のフードテック基本構想の説明をお願いします。

(事務局)

この構想については令和5年3月に策定をいたしました。策定の背景は、世界的な人口が2060年には100億人を超えるという予想が出ております。地球環境が悪化をしており、特に温暖化が進んでいます。一方、国内では2008年をピークに人口は減っており、社会構造が変化しているため、持続可能な社会が求められています。

その中で京都府の食に関する課題は生産の部分です。

食の安定供給確保の観点では、農林水産業の高齢化が非常に進んでおり、農業者が減少する中で生産を維持していくためには、スマート技術、ロボット化などの省力化が必要な状況です。

また、気候変動により作物が作れなくなっています。それらに対応するため、品種開発などの生産技術の開発、化学肥料を低減する技術、化学農薬を低減する技術が必要です。

食品加工に関しても、食品ロス削減や環境負荷低減を意識した食品加工の開発というのが必要です。京都府が進めるフードテックでは、食に関する課題を技術で解決することと技術で食に新たな付加価値をつけること、これら2つの目的で京都府フードテック基本構想を策定しました。

また、もう1つ大事なことは、京都には昔からの受け継がれている食文化があります。

これを生かすため、京都の食文化と、京野菜とか宇治茶とか京都独自の品目、それと最先端技術を融合した京都ならではのフードテックを進めることによって、農林水産業と食品産業の課題解決と成長産業化を図っていこうと考えています。それが食料の安定供給確保、食の豊かさということに繋がると考えています。

そのために3つの施策ということで、1番目が研究開発の体制を整えていくことです。

体制を整えた上で、2番目が大学や企業の手も借りながら様々な研究開発をするために、研究者のプラットフォームというのを立ち上げます。3番目が、これらにより開発された技術を還元して、様々な事業者がイノベーションを起こしながら新しい食品開発や課題対応することです。

これら3つの施策で京都府フードテック基本構想を進めているところです。

(会長)

質問ございますか。よろしいですか。
カニのブランド適正化の取組についてお願いします。

(事務局)

他の県の港であがったズワイガニに「間人」のタグをつけて販売をされたという産地偽装があり、再発防止のため漁協を中心とした協議会を立ち上げました。協議会は、漁協、生産、流通、観光及び消費の団体の方からご意見をいただくとともに、食品管理の専門家にも入っていただきながら、どういう取組が消費者に向けて発信ができるのかと検討し、これまで協議会を3回開催しました。

決定事項としては、これまでカニにつけていた緑のタグに加えて、QRコードを入れた通し番号タグを装着し、水揚げ日、水揚げ漁船、水揚げ漁港などの情報が確認できることと、出漁の管理の記録を漁協が確認し、協議会も定期的に検査すること、モラル意識が大事なので、漁業者だけでなく、流通事業者も対象に毎年研修をしていくこと、どのように水産物が食卓まで届くのかを消費者がわかりやすくするよう見える化する取組を進めていくことです。11月6日にズワイガニのシーズンが始まりますので、試行を重ねながら安心・安全な水産物を消費者の食卓に届ける取組をしていきたいと考えております。

(会長)

はい。ありがとうございました。
委員から、追加発言ございますか。

(委員)

管理簿の記録などやるべきことを、漁業者を含め一丸としてやっていきたいと考えています。
11月からは、これまで以上に安心できるような体制にしたいと思っております。

(会長)

他にございますか。では、委員お願いします。

(委員)

フードテックについて、どれだけ研究しても、最終的に消費者に受け入れられる商品でないと継続をできません。消費者目線で商品開発をしていかないといけないと思うので、取組の中で我々も食品事業者として協力できることがあれば、一緒にやっていきたいと考えています。

(会長)

第7次行動計画の骨子案並びに報告について、出席の方々から御意見いただきました。新しい課題に関することや、府民にわかりやすく情報発信することも提案いただきました。
今後は骨子案をまとめて、12月に策定するというところで、引き続き計画を進めてください。
それでは、事務局にお返しします。

(事務局)

委員の皆様、多くのご意見とご質問をいただきましてありがとうございました。
最後に事務局から1点お知らせいたします。
今年度の審議会は、行動計画策定年度のため、年4回の開催となっております。第3回は11月上旬に開催する予定です。ご理解とご協力のほどよろしく願いいたします。
それでは、閉会の挨拶を文化生活部副部長からさせていただきます。

【閉会】

(事務局)

本日は長時間にわたりまして熱心なご協議を賜り、ありがとうございました。
第7次食の安心・安全行動計画には、第6次計画以降の食を取り巻く環境の変化や、新たな課題に対応するための施策を盛り込ませていただいたところでございますが、それぞれの施策を総合的かつ効果的に推進していくために、様々なご意見を本日頂戴しまして、ありがとうございました。
本日頂戴しましたご意見を反映する形で修正させていただくとともに、頂戴しました宿題については次回の審議会で回答できるように研究しながら、最終的に骨子案をまとめまして、京都府議会に報告するとともに、冒頭スケジュールで紹介しましたとおり、消費者団体の方々のご意見やパブリックコメントを頂戴しながら、最終案を取りまとめて参りたいと存じます。
最終案が固まりましたら、11月の審議会でご意見を賜りたいと存じますので、引き続きどうぞよろしくお願い申し上げます。
今後とも京都の食の安心・安全のためにご協力いただきますようお願い申し上げます。閉会の挨拶とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

以上